

平成30年第2回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成30年2月9日、午後1時30分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第2回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は36名

1 番 小林 敏生	20 番 羽野 勝己
2 番 松尾 彰	21 番 伊藤 猛
3 番 田中 諭	22 番 田子森 博美
4 番 山崎 信	23 番 櫻木 キクエ
5 番 後藤 干城	24 番 原田 俊昭 (欠席)
6 番 櫻木 和雄	25 番 石井 隆壽
7 番 井上 良夫	26 番 西川 幸男
8 番 窪山 茂隆	27 番 穴見 義夫
9 番 田中 眞知子	28 番 宮本 保孝
10 番 釜堀 豊	29 番 井手 峯勝
11 番 徳永 辰雄	30 番 大隈 弘子
12 番 高着 土良	31 番 森 洋
13 番 矢野 忠徳	32 番 和佐野 光晴
14 番 古川 ますみ	33 番 徳田 清則
15 番 田中 学	34 番 日吉 慶一
16 番 鶴川 昌洋	35 番 小嶋 嘉則
17 番 大山 源次	36 番 才田 正晴
18 番 樋口 博幸	37 番 森部 賢一
19 番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・報告第 1 号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2 号 農地改良届出について
- ・報告第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請の取り下げ願いについて
- ・報告第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願いについて
- ・議案第 1 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2 号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6 号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石 橋 一 良

係 長 中 村 敬一郎

事務吏員 松 尾 康 年

事務吏員 河 辺 義 弘

事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内 田 光 徳

農業振興課 農地管理係長 金 子 明

(開 会 13:30)

8. 議 事

議 長 ただ今より、平成30年第2回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日、24番原田委員より欠席の届出の連絡があつています。従いまして、ただ今の出席委員は36名であります。よつて委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に26番西川委員、28番宮本委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 1頁をお願ひします。議案朗読をもつて説明。4頁まで計19件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から19番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願ひします。

全委員 質問、意見なし。

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます

事務局 (松尾) 5頁をお願ひします。議案朗読をもつて説明。1件です。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当委員の報告を求めます。31番森委員。

31番 (森委員) 申請者は酪農農家の方で、申請地は、周囲や水路より低く排水ができないため地上げを行い、畑として利用するものです。作付け予定は、牧草です。

議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

全委員 質問、意見なし。

議 長 次に、報告第3号「農地法第4条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 6頁をお願ひします。1件でございます。議案朗読をもつて説明。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 (窪山委員) 番号1番について説明します。当初、2筆で申請していたが1筆申請が漏れており、地上げのためのトラックの進入路も追加で申請する必要があるためまた、相続登記が終わったので相続人となった青井俊巳個人で申請 をやり直すためです。何ら問題はないと思います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

全委員 質問、意見なし。

議 長 次に、報告第4号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 7 頁をお願いします。1 件でございます。議案朗読をもって説明。
 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。18 番樋口委員。

18 番 (樋口委員) 報告番号 1 番について説明します。当初、地上げして全面砂利敷きを予定していたが、農地のままで砂利敷きはできないことが分かり、計画を見直すことになったためです。何ら問題はないと思います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
 全委員 質問、意見なし。

議 長 次に、議案第 1 号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 8 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。
 担当課 (内田) 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第 1 号は承認といたします。
 次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題といたします。
 事務局の説明を求めます。審議番号 1 番についても続けて説明をお願いします。事務局。

事務局 (寺岡) 11 頁をお願いします。議案第 1 号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」及び審議番号 1 番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番について、あっせん委員の選任が必要です。32 番和佐野委員あっせん委員の推薦をお願いします。

32 番 (和佐野委員) 2 番松尾委員と 24 番原田委員にお願いしたいと思います。
 議 長 2 番松尾委員よろしいですか。

2 番 (松尾委員) はい、了解いたしました。

議 長 24 番原田委員よろしいですか。

22 番 (田子森委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号 1 番のあっせん委員に 32 番和佐野委員、2 番松尾委員、24 番原田委員を選任します。よろしくをお願いします。
 次に、審議番号 2 番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 審議番号 2 番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 2 番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は 25 番石井委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

25 番 (石井委員) 13 番矢野委員にお願いしたいと思います。
 議 長 13 番矢野委員よろしいですか。

13 番 (矢野委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号 2 番のあっせん委員に 25 番石井委員、13 番矢野委員を選任します。よろしくをお願いします。
 次に、審議番号 3 番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 審議番号 3 番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 3 番について、あっせん委員の選任が必要です。担

当委員は25番石井委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

25番 議 長 (石井委員) 13番矢野委員にお願いしたいと思います。

13番 議 長 13番矢野委員よろしいですか。

(矢野委員) はい、了解いたしました。

25番 議 長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に25番石井委員、13番矢野委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は26番西川委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

26番 議 長 (西川委員) 16番鶴川委員にお願いしたいと思います。

16番 議 長 16番鶴川委員よろしいですか。

(鶴川委員) はい、了解いたしました。

16番 議 長 それでは、審議番号4番のあっせん委員に26番西川委員、16番鶴川委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号5番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号5番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の14番古川委員どなたか推薦をお願いします。

14番 議 長 (古川委員) 21番伊藤委員にお願いしたいと思います。

21番 議 長 21番伊藤委員よろしいですか。

(伊藤委員) はい、承知しました。

21番 議 長 それでは、審議番号5番のあっせん委員に14番古川委員、21番伊藤委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号6番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号6番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の21番伊藤委員、どなたか推薦をお願いします。

21番 議 長 (伊藤委員) 14番古川委員にお願いしたいと思います。

14番 議 長 14番古川委員よろしいですか。

(古川委員) はい、承知しました。

14番 議 長 それでは、審議番号6番のあっせん委員に21番伊藤委員、14番古川委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号7番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号7番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の1番小林委員、どなたか推薦をお願いします。

1番 議 長 (小林委員) 15番田中委員にお願いしたいと思います。

15番 議 長 15番田中委員よろしいですか。

15番 (田中委員) はい、承知しました。

議長 それでは、審議番号7番のあっせん委員に1番小林委員、15番田中委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に13頁、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 13頁をお願いします。議案朗読をもって説明。16頁まで13件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。

33番 (徳田委員) 審議番号1番について説明します。譲渡し人の経営縮小と譲受人の経営拡大により売買の申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。

2番 (松尾委員) 譲受人と譲渡し人により売買によることで話がついたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号3番について説明します。市道拡幅による代替え地となっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。26番西川委員。

26番 (西川委員) 審議番号4番について説明します。譲渡し人の離農により譲受人との間で話がまとまり贈与での申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。次の、審議番号5番については、私が担当委員になっておりますので、議長を小嶋副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 小嶋副会長)

議長 (小嶋副会長) 議長を交代しました。審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。37番森部委員。

37番 (森部委員) 審議番号5番について説明します。理由は、譲渡し人の離農によるもので譲受人と売買にての申請です。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 (小嶋副会長) 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。それでは、議長を森部会長と交代します。

(議長交代：小嶋副会長 → 会長)

議長 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。35番小嶋委員。

35番 (小嶋委員) 審議番号6番について説明します。申請については、譲渡し人の離農により譲受人で話がまとまり贈与の申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番 (日吉委員) 審議番号7番について説明します。譲渡し人の労力不足によるもので譲受人と話がまとまり売買での申請です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番ですが、34番日吉委員が関係いたしますので審議が終わるまで日吉委員には、退室をお願いいたします。(34番委員、退室後。)

それでは、担当委員の説明を求めます。35番小嶋委員。

35番 (小嶋委員) 審議番号8番について説明します。所有者の労力不足に伴い譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号 8 番は許可といたします。

次に、審議番号 9 番について、担当委員の説明を求めます。14 番古川委員。

14 番

（古川委員）審議番号 9 番について説明します。譲渡し人の経営を縮小するため、隣接所有者で規模拡大を計画していた譲受人との売買によることで話がまとまったためです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長
全委員

担当委員の説明は終わりました。審議番号 9 番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号 9 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号 9 番は許可といたします。

次に、審議番号 10 番について、担当委員の説明を求めます。14 番古川委員。

14 番

（古川委員）審議番号 10 番について説明します。譲渡し人は高齢で労力不足であり譲受人との売買によることで話がまとまったためです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長
全委員

担当委員の説明は終わりました。審議番号 10 番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号 10 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号 10 番は許可といたします。

次に、審議番号 11 番について担当委員の説明を求めます。21 番伊藤委員。

21 番

（伊藤委員）審議番号 11 番について説明します。所有者は県外に引っ越されて耕作不便で譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第 3 条第 2 項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議 長
全委員

担当委員の説明は終わりました。審議番号 11 番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議 長

異議がないようですので審議番号 11 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号 11 番は許可といたします。

次に、審議番号 12 番について、担当委員の説明を求めます。21 番伊藤委員。

21 番

（伊藤委員）審議番号 12 番について説明します。譲渡し人は高齢で労力不足であり譲受人との売買によることで話がまとまったためです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長
全委員

担当委員の説明は終わりました。審議番号 12 番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号 12 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号 12 番は許可といたします。

次に、審議番号 13 番について、担当委員の説明を求めます。15 番田中委員。

15 番

（田中委員）審議番号 13 番について説明します。譲渡し人は高齢での離農で、譲受人との間で売買にての申請です。問題はないと思います。農地法第 3 条第 2 項には該当しないと判

断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号13番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。

ここで、休憩いたします。

〈休憩 14:21～14:35〉

議 長 それでは、会議を再開いたします。審議に入ります前に、31番森委員より早退の届け出がありましたので報告いたします。それでは、現地のビデオを放映します。

事務局 (松尾) 議案第4号及び第5号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。(ビデオ放映)

議 長 それでは、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 17頁をお願いします。議案朗読をもって説明。3件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 (窪山委員) 審議番号1番について説明します。理由は、土地が低く水はけが悪いため地上げを行い、田として利用するための一時転用です。田の一部をトラック通路として利用するものです。都市計画用途地域内第3種農地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番は取り下げです。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。15番田中委員。

15番 (田中委員) 審議番号3番について説明いたします。現居宅の周囲が7/5豪雨災害で土砂崩れし、危険で住めないため、自己用住宅を建築するものです。排水は既設側溝に流すそうです。農用地区域外、第1種農地(集落接続)に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、18頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 18頁をお願いします。議案朗読をもって説明。21頁まで12件ございます。ご

審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。28番宮本委員。

28番 (宮本委員) 審議番号1番について説明します。事業拡大により資材の置き場が不足しているため、資材置場を整備するものです。農用地区域外、第2種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。

33番 (徳田委員) 審議番号2番について説明します。ピーポート甘木駐車場がイベント時を中心に不足しているため、近隣に露天駐車場を整備するものです。都市計画用途地域、第3種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。

33番 (徳田委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、市道拡幅により宅地が削られ、駐車スペースがなくなるため、隣地に駐車場を確保するものです。都市計画用途地域、第3種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。

33番 (徳田委員) 審議番号4番について説明します。申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、建売住宅を建築するものです。都市計画用途地域、第3種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

12番 (高着森委員) 申請目的は、販売する業務用ボイラーを車に積み降ろしするスペースが不足しているための作業場です。農用地区域外、第2種農地、問題はないと思います。審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
- 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。
- 5番 (後藤委員) 審議番号6番について説明します。事業拡張により来客が増え、従業員用駐車場も12台必要で現在の駐車場では不足しているための露天駐車場です。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。
- 5番 (後藤委員) 審議番号7番について説明します。申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、住宅分譲用地とするものです。生活排水は公共下水にて処理します。都市計画用途地域、第3種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。
- 5番 (後藤委員) 審議番号8番について説明します。申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、住宅分譲用地とするものです。生活排水は公共下水にて処理します。都市計画用途地域、第3種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。
- 18番 (樋口委員) 審議番号9番について説明します。7/5 豪雨災害により小石原川ダムの建設が遅れており、作業員増員により不足する駐車場とするもので一時転用です。農用地区域内、農用地区域内農地、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。
- 19番 (橋本委員) 審議番号10番について説明します。隣接地に太陽光発電設備を設置するため、工事の期間中、仮設道路と資材置場として借用するもので一時転用です。農用地区域内、農用地区域内農地、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

全委員 なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号１０番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号１０番は承認いたします。

次に、審議番号１１番について、担当委員の説明を求めます。６番櫻木委員。

６ 番 （櫻木委員）審議番号１１番について説明します。工場への転用で事業拡大および外注製品の自社製作への切り替えのため、新工場を建設するものです。農用地区域外、第１種農地で一体開発に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号１１番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号１１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号１１番は承認いたします。

次に、審議番号１２番について、担当委員の説明を求めます。１１番徳永委員。

１１番 （徳永委員）審議番号１２番について説明します。転用の目的、住宅への転用。現在、借家住まいのため、母の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。農用地区域外、第１種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号１２番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号１２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号１２番は承認いたします。

次に、２２頁、議案第６号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号１番についても続けて申し上げます。事務局。

事務局 （寺岡）２２頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号１番について、あっせん委員の補足説明を求めます。２番松尾委員。

２ 番 （松尾委員）ありません。

議 長 ３２番和佐野委員。

３２番 （和佐野委員）ありません。

議 長 審議番号１番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号１番は承認いたします。

次に、審議番号２番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号２番について、あっせん委員の補足説明を求めます。７番井上委員。

７ 番 （井上委員）ありません。

議 長 １０番釜堀委員。

１０番 （釜堀委員）ありません。

議 長 2 2 番田子森委員。
2 2 番 (田子森委員) ありません。
議 長 審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認いたします。
次に、審議番号 3 番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 3 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
7 番井上委員。
(井上委員) ありません。
議 長 1 0 番釜堀委員。
1 0 番 (釜堀委員) ありません。
議 長 2 2 番田子森委員。
2 2 番 (田子森委員) ありません。
議 長 審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認いたします。
次に、審議番号 4 番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 4 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2 6 番西川委員。
(西川委員) ありません。
議 長 1 6 番鶴川森委員。
1 6 番 (鶴川委員) ありません。
議 長 審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 4 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 4 番は承認いたします。
次に 2 3 頁、審議番号 5 番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 5 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
1 4 番古川委員。
(古川委員) ありません。
議 長 2 1 番伊藤委員。
2 1 番 (伊藤委員) ありません。
議 長 審議番号 5 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 5 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長

(寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2番松尾委員。

2 番
議 長

(松尾委員) ありません。

3 2 番
議 長

(和佐野委員) ありません。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議 長

異議なし。

異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。

次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長

(寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2番松尾委員。

2 番
議 長

(松尾委員) ありません。

3 2 番
議 長

(和佐野委員) ありません。

審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議 長

異議なし。

異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。

次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長

(寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

事務局の説明は終わりました。審議番号8番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2番松尾委員。

2 番
議 長

(松尾委員) ありません。

3 2 番
議 長

(和佐野委員) ありません。

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議 長

異議なし。

異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。

次に、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長

(寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

事務局の説明は終わりました。審議番号9番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2番松尾委員。

2 番 (松尾委員) ありません。

議 長 3 2 番和佐野委員。

3 2 番 (和佐野委員) ありません。

議 長 審議番号 9 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 9 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 9 番は承認いたします。

次に、審議番号 10 番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 10 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。13 番矢野委員。

13 番 (矢野委員) ありません。

議 長 25 番石井森委員。

25 番 (石井委員) ありません。

議 長 審議番号 10 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 10 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 10 番は承認いたします。

次に、審議番号 11 番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 11 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。13 番矢野委員。

13 番 (矢野委員) ありません。

議 長 25 番石井森委員。

25 番 (石井委員) ありません。

議 長 審議番号 11 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 11 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 11 番は承認いたします。

次に 25 頁、議案第 7 号「朝倉市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に、農業振興課の説明を求めます。

担当課 (金子係長) 農用地利用計画変更について地区毎に除外 10 件について 26 頁から 27 頁までを審議番号順に説明。

議 長 事務局及び担当課からの説明は終わりました。議案第 7 号について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、議案第 7 号について、事務局から説明がありましたように意見を付すことに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第 7 号は説明のとおり意見を付すことといたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:33)